（特別職国家公務員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例）

第四条　改正法附則第三条第二項及び同項の規定により読み替えて適用する同条第一項の人事院規則で定める者は、特別職国家公務員等とする。

2　改正法附則第三条第二項の人事院規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

3　改正法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の権衡を考慮して人事院規則で定める額は、特別職国家公務員等に係る給与に関する法律又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、特別職国家公務員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

（端数計算）

第五条　附則第三条第一項第一号基礎額又は改正法附則第三条第一項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第六条　この規則に定めるもののほか、平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事院が定める。

附　則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一六―〇―五五

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条」を「第四十四条」に改める。

第四十三条の次に次の一条を加える。

（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の平均給与額）

第四十四条　給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に係る第十三条第一号、第十五条及び第十六条の規定の適用については、第十三条第一号中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額から給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額」と、「地域手当の月額」とあるのは「地域手当の月額から俸給月額に対する地域手当の月額に百分の一・五を乗じて得た額（同号に規定する最低号俸に達しない場合にあつては、同号に規定する俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）に相当する額を減じた額」と、「研究員調整手当の月額」とあるのは「研究員調整手当の月額から同項第五号に定める額に相当する額を減じた額」と、第十五条第一号及び第十六条第一号中「第十三条各号」とあるのは「第四十四条の規定により読み替えられた第十三条各号」と、第十五条第二号及び第十六条第二号中「広域異動手当の月額」とあるのは「広域異動手当の月額から俸給月額に対する広域異動手当の月額に百分の一・五を乗じて得た額（給与法附則第八項第一号に規定する最低号俸に達しない場合にあつては、同号に規定する俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）に相当する額を減じた額」とする。

附　則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一六―二―一三

人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の平均給与額）

第十六条　給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に係る第二条第三項及び第四項並びに第八条第二項の規定の適用については、第二条第三項及び第四項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額から給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額」と、「地域手当の月額」とあるのは「地域手当の月額から俸給月額に対する地域手当の月額に百分の一・五を乗じて得た額（同号に規定する最低号俸に達しない場合にあつては、同号に規定する俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）に相当する額を減じた額」と、第八条第二項中「第十五条」とあるのは「第四十四条の規定により読み替えられた同規則第十五条」とする。

附　則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事院は、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律に基づき、人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則二四―〇―一

人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員に関する読替え）

2　給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員（以下「減額支給対象職員」という。）に対する第八条第一項、第五項及び第六項並びに第十三条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「第十九条」とあるのは「附則第十項」と、「法科大学院派遣法第七条第二項本文」とあるのは「法科大学院派遣法附則第七項の規定により読み替えられた法科大学院派遣法第七条第二項本文」と、同条第五項及び第六項中「第十九条」とあるのは「附則第十項」と、第十三条第一項中「もの」とあるのは「ものとし、給与法附則第八項の規定及び同項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を調整する規定の適用があるもの」とする。

3　派遣の期間中に減額支給対象職員以外の職員から減額支給対象職員となり、又は減額支給対象職員から減額支給対象職員以外の職員となった場合における第八条第五項及び第六項の規定の適用については、これらの規定中「第十九条」とあるのは、「第十九条若しくは附則第十項」とする。

附　則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。